

令和 5 年 9 月 29 日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ
農林水産省大臣官房検査・監察部調整・監察課
農林水産省大臣官房検査・監察部検査課
経済産業省商務・サービスグループ商取引監督課
経済産業省商務・サービスグループ商取引監督課商取引検査室
経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室

商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて

令和 3 年 12 月にデジタル臨時行政調査会によりデジタル原則が策定されました。デジタル原則の 1 つに「デジタル完結・自動化原則」があり、「書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること」が掲げられています。

また、令和 4 年 6 月 3 日にデジタル臨時行政調査会決定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」では、デジタル原則を踏まえ、代表的なアナログ規制の見直しを行うこととされています。

当該決定に基づき、商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号。以下「商先法」という。）及び商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成 3 年法律第 66 号。以下「商品ファンド法」という。）関係については、下記のとおり取り扱ってください。

記

1. 目視規制関係

商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者及び特定店頭商品デリバティブ取引業者（以下「商品先物取引業者等」という。）に対する立入検査については、令和 5 年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画において、「デジタル社会の形成を図るための施策を受けて、商品先物取引業者等のデジタル技術の状況を踏まえつつ、デジタル技術を活用した検査を検討する。また、検査の過程において可能なものについては、オンライン会議等のデジタル技術を活用する。」としています。

法令に基づき実施する商品先物取引業者等以外に対する立入検査についても、同様の取扱いとします。

2. 書面揭示規制関係

商先法第 197 条第 3 項の規定による公告については、商品先物取引法施行規則第 90 条第 1 項に掲げる方法のうち、電子公告により行うことを原則としていただけますよう御協

力方よろしく申し上げます。

ただし、同項に掲げるその他の方法による対応を排除するものではございません。

3. 往訪閲覧・縦覧規制関係

商先法第 87 条、第 96 条の 16、第 211 条第 3 項、第 252 条並びに第 318 条第 3 項に規定する縦覧並びに商先法第 57 条第 4 項第 1 号及び第 3 号（第 93 条第 3 項による準用を含む。）、第 68 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 3 号、第 96 条の 14 第 3 項（第 96 条の 14 第 4 項による準用を含む。）、第 123 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 125 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 144 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 144 条の 2 第 7 項第 1 号及び第 3 号、第 144 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 144 条の 4 第 5 項第 1 号及び第 3 号、第 144 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 144 条の 12 第 3 項第 1 号及び第 3 号、第 144 条の 13 第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 144 条の 21 第 3 項第 1 号及び第 3 号並びに商品ファンド法第 24 条第 1 項に規定する閲覧の請求並びに商先法第 96 条の 14 第 2 項、第 302 条第 3 項、商品ファンド法第 23 条、商品投資顧問業者の業務に関する省令（平成 4 年通商産業省令第 22 号）第 11 条第 3 項並びに第 13 条の規定による閲覧については、インターネットや電子メールの活用など、手続のデジタル化を原則としていただけますよう御協力方よろしく申し上げます。

ただし、紙媒体による対応を排除するものではございません。

以 上